

大村市不妊治療助成事業Q&A

R8.1月作成

	質問項目	回答
1	「令和7年4月1日以降の治療を対象」とあるが、令和7年4月1日以前に治療を開始した場合、4月1日以降の治療分は対象となるのか？	治療開始日が令和7年4月1日以前のため、対象となりません。
2	治療開始日は何で確認するのか？	一般不妊治療と生殖補助医療に関しては、様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」の【治療期間】で確認します。 先進医療は「長崎県不妊治療費助成事業受診等証明書」に記載された「治療期間」で確認します。 (基本、治療開始日は治療計画を作成した日とします。)
3	年度をまたいで治療を実施した場合、いつ申請したらいいのか？	一般不妊治療と生殖補助医療に関しては、「治療終了後に申請」としているため、治療期間終了日の年度で申請してください。 (例:R8.3.1～R8.4.30まで生殖補助医療実施。 →R8年度分で申請) 先進医療に関しては、長崎県に申請後「長崎県不妊治療費助成事業承認決定通知書」が届くと思いますので、その通知書の日付が属する年度で申請してください。 (通知書日付がR8.3.1～R7年度分で申請、 通知書日付がR8.4.1～R8年度分で申請)
4	胚移植が体調不良等で中止となった場合、助成の対象となるのか？	申請に必要な様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」の記載があれば申請できます。
5	様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」の作成に文書代がかかるが、助成の対象となるのか？	文書代は助成対象外 です。 様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」は医療機関に作成依頼をしていただきますが、必ず文書代がかかりますので、ご了知おきください。
6	夫の治療費も対象となるのか？	夫の不妊治療にかかる検査も対象となります。ただし、様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」は夫と妻それぞれで記載いただく必要があります。
7	複数回の治療を年度をまたいで実施。どこを区切りに申請したらいいか？	一般不妊治療と生殖補助医療に関しては、様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」を主治医に記載いただく必要があります。 証明書記載の治療期間終了日が令和7年度中（令和8年3月31日まで）の治療分は令和7年度末までに申請してください。（複数の治療を実施する場合は、令和7年度中に終了する治療分までの証明書を記載してもらい申請してください。） 治療期間が年度をまたぐ場合は、治療期間終了日の属する年度で申請してください。 (例:治療① 治療期間がR8.2.1～R8.3.20、 治療② 治療期間がR8.3.21～R8.4.30の場合→治療①までの証明書を主治医に記載いただき、R7年度末までに申請。治療②はR8年度分として証明書を主治医に記載いただき、R8年度に申請。)